

様式第17号（第20条関係）

ひたちなか市指令第321号

許 可 証

住 所 ひたちなか市
大字津田2554番地の2
氏 名 勝田環境 株式会社
代表取締役 望月 福男

令和6年1月12日に申請のあった「一般廃棄物処理業」については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可する。

営業所の所在地及び名称	ひたちなか市大字津田2554番地の2 勝田環境 株式会社
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物（ごみ・特定家庭用機器廃棄物）
収集・運搬及び処分の別	収集・運搬（保管行為を除く）
処 分 の 場 所	市の処理施設 ひたちなか市高野1967番地2 勝田環境株式会社 ひたちなか市高野1968番地2 株式会社カツタ ひたちなか市佐和1395番地2 株式会社 ヤマガタ ひたちなか市高場1608番地20 ロジスティード東日本株式会社 清水倉庫 ひたちなか市山崎130番地 日和サービス株式会社 日和リサイクルセンタ
営 業 の 区 域	ひたちなか市及び他市町村
処 分 料 金	市の処理施設については市で定める処理手数料
営 業 許 可 期 間	令和6年3月20日から令和8年3月19日まで
条 件	1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令（市条例等を含む。）を遵守するほか、市長の指示に従うこと。 2 特定家庭用機器廃棄物は各製造業者等が指定する指定引取場所へ搬入すること。

令和6年2月2日

ひたちなか市長 大 谷 明

